その日は 平成27年10月号 やってくる

司法書士藤井真司事務所

₹810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番 港ビル203号

TEL: 092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

こんにちは。司法書士の藤井です。秋の訪れを少しずつ感じる季節になりました。今年は、9月27日の中秋 の名月の翌日は月と地球が最接近の時に満月になるスーパームーンとのことで話題になっていました。いつもの 満月より一回り大きく、そして少し明るいそうです。月にまつわる寓話はたくさんあることから、月を見て様々 な風情を感じることは、とても貴重な感覚ではないかと思います。

ところで、秋の夜長に、月を見て想いを馳せるとき、ご先祖様を思い浮かべることがありますか。過去を偲び現在を思うとき、未来を考えます。未来に何を遺すのか・・・過去の人たちもそう思いながら、今に様々なものを遺してきました。それを自分の遺志で形に出来るとしたら・・・それが遺言かもしれないと思います。

🍳 もし、自分が「隠し子」だったらどうなる?



今回の相談者は、吉村美由紀さん(仮名)37歳。母とずっと二人暮らし、父親は小さいころに亡くなったと聞かされていましたが、その後、母は再婚。美由紀さんは新しい家族と平穏な日々を送っていました。

「ある日突然、見知らぬ人から私宛に手紙が届いたんです、その内容を見ると、私の父にあたる方が亡くなり、遺言が残されているので話し合いたいとのこと。」母に確認したところ、『昔つきあっていたが、家族の反対があって結婚することはできず、生まれた私は認知だけしてもらった』と。父の存在を全く知らずに育ったので、いまさら遺言なんて・・。母を含め、家族はもらえるものならもらいたいと言っていますが、どうしたらいいでしょうか?」美由紀さんは、亡くなったはずの父親が先日まで生きていた上に、母とは結婚していなかったという事実をつきつけられショックを隠しきれません。「なぜ、私の住所が分かったのでしょうか?」さらに見知らぬ宛先からの手紙が届いたことに不安そうな表情でした。認知した子供がいる場合、戸籍に記載されるため、そこからの情報をたどっていくことで現在の住所を特定することができます。こうした認知した子どもがいる場合、その子は非嫡出子(※非嫡出子とは法律上の婚姻関係がない男女の間に生まれた子どものこと)として法定相続人となり、嫡出子と同じ相続の権利が与えられます。その存在を無視して遺産協議を行った場合、遺産協議は無効となるため、あらかじめ相続人調査をするのは必要不可欠だと言えます。

美由紀さんとしては、家族の意見はともかく、被相続人の家族と問題を起こしたくないという想いが強く、結果的には相続放棄の手続き(※相続放棄は、相続の事実を知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に届出を行う)を取ることとなりました。今回のケースでは、美由紀さんが相続を放棄するという形で、大きな問題に発展することなく収まりましたが、もちろん相続の権利を主張することもできます。

「認知された子」か、どうかが相続の要です!遺言で隠し子を認知することも出来ます。認知する事によってその子も法定相続人になる事が出来ます。また、認知しようとしている子が成年の時は本人の承諾が必要です。ただし、遺言で認知する場合は、家族へのショックが大きいため、残される家族のことを考えると「立つ鳥跡を濁さず」で、きちんと家族に話した上で、遺言を残すことが大切だといえます。



遺言書の取り消しはできる?

遺言を取り消すのは、簡単です。 相手の同意も、いりません。 遺言する人の気持ちが変われば、 自由に取り消すことができます。